

役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わかすぎの森（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関する事項を定めるものとする。

(職務の種類)

第2条 報酬等を支給する職務は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会及び理事会への出席
- (2) 監事による監査（定期又は臨時）
- (3) 人事労務、財務、運営等、法人の業務執行に関するもの
- (4) 行政機関による監査への立会
- (5) 役員等の各種研修会への参加及び他施設等の視察研修
- (6) その他理事長が必要と認めた職務

(報酬の支給)

第3条 法人は役員等に対して、以下の支給基準（日額）に従って報酬として支給することができる。

- (1) 4時間まで 5,000円
- (2) それ以降1時間毎に 1,000円

(費用弁償の支給)

第4条 法人は役員等がその職務の執行に当たり負担することとなる費用を弁償するため、費用弁償を支給する。

- (1) 当法人施設で職務を行った場合の旅費については、自宅から施設までの距離に応じた旅費（高速料金を含む）を支給することができる。
- (2) 第2条(5)及び(6)に規定する職務については、社会福祉法人わかすぎの森旅費規定を準用し、施設長の旅費に相当する額を費用弁償として支給する。

(報酬等の支払い方法)

第5条 報酬等は現金又は口座振込で支払う。

(出勤等の記録)

第6条 役員が第2条の業務を行う時は、勤務表に業務内容等の必要事項を記録するものとする。

(適用除外)

第7条 法人の職員である役員については、第2条(1)から(3)の職務に係る費用弁償は支給しない。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正については、評議員会の承認を受けなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めのない事項については、法人の定款他諸規則及び法令等によるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2019年（令和元年）7月1日に一部改正する。